

地方公務員災害補償基金愛媛県支部
診療報酬明細書（レセプト）内訳点検業務委託仕様書

地方公務員災害補償基金愛媛県支部

1 委託する業務内容

地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施する地方公務員災害補償制度に係る、医療機関等から提出があった診療報酬明細書及び診療報酬明細書に類するものの審査業務。

なお、「診療報酬明細書に類するもの」とは、療養補償請求書の裏面等に診療報酬明細書の内容が記載されている場合等、実質的に診療報酬明細書に相当するものをいう。

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所及び日時

(1) 履行場所

地方公務員災害補償基金愛媛県支部内又は愛媛県庁舎内会議室
(松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁人事課執務室内等)

(2) 日時

作業日数：毎月1日から2日

実施日時は概ね毎月10日から25日までの期間で、委託者と受託者で協議して決定する。

4 業務の詳細

(1) 公務災害・通勤災害に係る診療報酬明細書（レセプト）の点検

ア 点検件数

入院100件、外来1,000件、薬剤200件（令和6年度見込件数）

1月あたり80～120件程度（令和2～5年度実績）

※ 過去の実績からの申請件数であり、今後の委託件数を保証するものではない。

《件数の考え方》

- ・ 被災職員ごとに、月単位を基本として1か月分を1件とする
- ・ 複数月分の請求が1枚の療養補償請求書で行われた場合、1か月分を1件とする
- ・ 同月に入院及び外来がある場合は、それぞれを1件とする
- ・ 同月で受診科別に療養補償請求書が分かれている場合は、それぞれを1件とする
- ・ 同一職員で同月に係る請求であっても、修正後のレセプト等の確認（口頭での確認を除く。）を再依頼する場合は、新たに1件とする。

イ 点検基準

健康保険診療報酬の算定基準及び労災診療費算定基準

ウ 点検項目

初診、再診、指導、在宅、投薬、注射、処置、手術・麻酔、検査、画像診断、入院、食事、保険調剤、歯科診療、柔道整復師等の施術、合計点数及び金額、その他

《主な点検内容（例示）》

- ・ 公務傷病名と診療行為の不一致
- ・ 初診料・再診料（外来診療料）等と診療実日数との不一致
- ・ 各処置等の回数と診療実日数との不一致
- ・ 算定・集計誤りの確認（診療報酬点数、労災特掲料金、療養補償請求金額等）
- ・ 文書料・入院室料差額等の支給可否
（労災診療における「療養の給付請求書取扱料」は対象外。室料差額は、基金の認める理由の存する期間は支給可能。）
- ・ 合計点数及び合計金額があっているか

（２）委託者への報告

上記（１）による点検の結果、適正に算定されていないもの又は内容に疑義のあるものがあつた場合、委託者への報告を行う。

5 委託料

療養補償請求書１件あたりの単価契約（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、委託料は実績払いとする。

6 特記事項

業務委託契約にあたっては、個人情報取扱特記事項に関する条項を定め、個人情報の適正な取扱いを求めることとする。